

信州大学アクア・リジェネレーション機構および名古屋大学未来社会創造機構との
間における連携の推進に係る協定

信州大学アクア・リジェネレーション機構(以下「甲」という。)と名古屋大学未来社会創造機構(以下「乙」という。)は、相互の連携を推進するため、以下のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、双方の研究開発能力及び人材等を活かし、研究及び教育の分野において広く連携及び協力することにより、甲乙双方における機能性素材を応用した水に関する先端的研究の推進及び我が国の水分野研究の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号の事項について連携及び協力を行う。

- (1) 研究者・学生・サポートスタッフの交流に関する事項
 - (2) 共同研究及びシンポジウム・ワークショップ等の実施に関する事項
 - (3) 研究設備の相互利用に関する事項
 - (4) 学術資料及び情報等の交換に関する事項
 - (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項
- 2 甲及び乙は、前項の連携及び協力にあたり、名古屋大学未来社会創造機構マテリアルイノベーション研究所の協力を得るとともに、グリーンビークル材料研究施設の利用を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号の連携及び協力の細部事項を定めるため、必要に応じて本協定に基づく覚書等を別途取り交わすものとする。

(信州大学／名古屋大学連携分室の設置)

第3条 乙は、前条第1項の連携協力事項を実施するため、乙の施設内に信州大学／名古屋大学連携分室(以下「分室」という。)を設置する。

2 前項に基づき分室を設置する場所は、甲乙間の協議により定める。

3 甲は、分室の使用にあたっては、甲乙間の協議による定めに従うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から2029年3月31日までとする。ただし、有効期間終了1箇月前までに、甲と乙とが合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、理由の如何を問わず本協定を解約することができるものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力に際して、当事者間で開示・提供される産学連携及び知的財産その他業務上の一切の情報のうち、相手方から秘密である旨の文書による指定がなされた情報(ただし、次の各号のものは除く。)について相手方の事前の同意なく第三者に開示、漏洩してはならない。

- (1) 開示の際に公知又は公用であったもの。
- (2) 開示の際に受領者に帰属していたもの。
- (3) 開示の後に受領者の責によらず公知又は公用になったもの。
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領者が適法に取得したもの。
- (5) 開示された秘密情報によることなく、受領者が独自に開発したもの。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も3年間、前項に定める守秘義務を負うものとする。

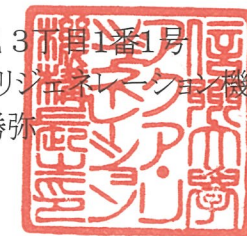
(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年4月1日

甲 長野県松本市旭3丁目1番1号
信州大学アクア・リジェネレーション機構
機構長 手嶋 勝弥



乙 愛知県名古屋市千種区不老町1番
名古屋大学未来社会創造機構
機構長 佐宗 章弘

